議員の請負禁止にふれるか

身分が微妙な足寄の三議員

公印偽造のかげには

足寄町北一区の前行政書士（本本一月三十一日附道公報により業務停止中）松尾清一氏が釧路地方法務局足寄出張所の公印を偽造行使した疑いでこのほど本別警察署の取調べをうけて書類送検となりましたが、松尾氏がこのような事件を引きおこしたかげには議員の町との請負がからんでいました。

すなわち、六月十四日の町有林事業の入札に参加した阿部俊夫議員が五十万円余の仕事を落札したもののイザ町と契約締結の段になつて議員が町と請負の関係をもつと地方自治法第九十二条の二の規定によつて議員の身分を失うことになるのでサア大変となつたものです。

議員の請負禁止規定

その自治法の請負禁止規定はイ、議員は町にたいし請負をしてはならない

ロ、議員は町が経費を負担する事業につき請負をする者およびその支配人たることができない

ハ、または主として同一の行為をする法人の取締役もしくは監査役たることができない

となつていて、これに該当する議員はその職を失うもので、その手続きは出席議員の三分の二以上の多数で決定しなければならないことになつています。

その抜け道

そうはなつていますが抜け道？として「イ」の議員はダメなので名儀を議員の妻子や兄弟とするかあるいは「ハ」の法人にして町とは〃主として〃やらなければよいとして法人名儀にする方法がとられています。

阿部議員の場合

阿部議員の場合は後者の方法によつたもので、六月十四日に落札したものの個人名儀では禁止規定にふれるので有限会社名で町と契約することにしてその設立登記に迫られたもので、落札後五日以内に契約しなければならないところから松尾氏がそれに間に合せるために法務局出張所の公印を偽造する事件となつたものでした。

松尾氏は昨年から阿部氏に会社の設立、登記を頼まれていてすでにその費用も受領ずみであつたためにあわてて無理をしたものの、偽造が発見されてダメとなり二十一日になつてようやく阿部氏が正式の登記をすませて町との契約におよんだものですが、しかし十四日に落札して（しかも随意契約）請負の意志表示をしているので民法第五百二十六条の規定によつて契約の効力が発生しているのでその時点ですでに議員の請負禁止に該当するというのが道の見解。

宮口議員の場合

宮口政雄議員も町有林事業を請負っていますが、名儀は法人で社長は帯広市在住の同氏の実弟で、入札には実弟の委任状によつ参加していますが、これも議員の禁止規定にふれないようにとの配慮からとみられています。

しかし同議員の場合は町との請負関係が〃主として〃おこなわれる場合は議員失職となるので、阿部議員とともにその会社の業務内容は町以外の仕事が主であることを常に明らかにしていなければならず、さらに自治法第百十七条の規定によつて両議員とも町有林関係の予算、決算などの議事に参与することができず、もしこの規定に違反した場合は自動的に議決そのものが無効になるという厳しい事態となります。

久保田議員の場合

久保田庄太郎議員も子息の委任状によつて町の土木工事の入札に参加して七月十一日に神州橋の補修工事、下黛府の道路補修工事などを五十二万円で落札しましたが請負人名は子息だとしても久保田組の経営を支配しているのは同議員であることは町民周知の公然たる事実で、名目はどうあろうとも自治法の禁止規定に該当するというのが道の見解。

こんども同議員が議席にあるとすれば土木関係の予算、決算などの議事に参与することができないので定例議会にはほとんど出席できなくなるものとみられています

前議会の発言が問題に

六月二十四日の定例議会の一般質問で久保田議員は「町の指名入札で土建協会が話し合い入札をしているのは違法で、二十余の業者がいるのに五人か六人かで一割か二割の頭をはねた仕事をもらつて下請けしている、談合は事実で自分は話し合いに応じなかつたために業者六、七名によつて半殺しの目にあつた、そのことも調査してほしい」と発言したところ、おだやかな発言でないとあつて香川議員から発言取消しの要求があつたり、大原議員からこの発言が議事録に残るのは不適当とあつて議会の意思統一をはかりたいとの緊急動議によつて事態取捨となつたが依然として同議員は発言を取消さず、さらに大滝、斉藤正副議長、小林町長の三者による説得にたいしてもあくまでも自説を主張してきき入れなかつたものでした。

ところが七月二十日になつて本別警察署の取調べをうけるや同議員は手のひらを返したように「談合云々は知らない、半殺しの目にあつたことはない」といつて、あれほど議会を紛糾させておきながら打つ変つた出方に警察当局も拍子抜けとなつたそうです。

公開の本会議の席上で〃談合金〃云々の発言があれば刑法の談合罪に関することなので警察当局にたいして告発したのと同様で当局が捜査に乗り出すのは当然で、それがけんそのの発言には責任をもたなければなりません。

そのために録音をとつてあり、大滝議長も重大な注意を促がしていたにもかかわらず預張りとおしておきながら警察にたいしては簡単に発言の取消し。

まるで議会会体がオモチャにされたようなもので、その辺の非常識議員の横暴にかけて断固たる処置をとの声もあがつています。

農協と土地の交換ならず

本別町議会

（前号から）

井出議員　水道料金問題が渇水問題に発展したが、追加補償があるかどうか、七百四十三万円の契約書の写しなどを配布して頂きたい

長谷川議長　議会が付託しているので―

井出議員　昨年九月の定例会で質問した答弁のなかで解決ずみといわれたが、調査段階では未解決と解してよろしいか

賀陽特別委員長　未解決でなく解決ずみである、渇水組合への補償に手落ちがあつたかなかつたかは残るが、電発とは解決ずみだ

天野総務委員長　三月十七日の定例議会で付託となつた農協所有地と町有地との交換について審査の結果採択し、評価は固定資産税の評価額と最近の売買実例により等価交換としたい

として木村事務局長から数字の説明があり

安久津議員　時の政治勢力で一方に有利に決つたとの批判をうけないようにしたい、農協は六・三倍、町は二・九倍であるが非常に疑わしくなる、なつとくゆくよう説明願いたい

天野委員長　公正と確信する、町有地の評価が二・九倍、農協が六・三倍は表面はそうだが、町有地は沼地だつたのを農協が宅地に造成した、組合長だつた町長であり与論の反発、住民感情を充分計算して処理した、賃借権の補償は六割、農地関係は四割が通例との説もあり宅地造成と賃借権をミックスした

安久津議員　それでは町民はなつとくしない、公正でない、陳情はどちらからしているか、農協から出ている、地上権は二十年が限度、売つてくれという方が安いのではとおらない、埋め立ての計算をしていない、深くて六尺、浅くて三尺だから六立米で一千五百円だから一万円のヒラキは出てこない、岡崎前町長は即座に却下したすくなくとも三万円、二万五千円以下ではやれない

天野委員長　評価は正しくないとの発言だが、疑われるのなら不採択としたい

このあと作間建設委員長の報告があつて議案に入り、町税条例、国保税条例、国保条例の一部改正案を決定、公営住宅新築工事を一千七百七十万円で中前建設と契約の件を上程

安久津議員　昨年の公営住宅は不良工事であつた、個人なら金を払わない、町長はどんど考慮してゆくと約束したが同じ方が出てきた、その理由をききたい、検定にあたつて料亭において一杯飲んでいる、指名に入れた理由をききたい

水元町長　昨年の公営住宅は不良工事とは考えていない、適格者五名を指名した

安久津議員　建具をあとで手直しした、流しはバラバラ、ドアが狂つていた、窓戸のホゾは生木を使いこれが当り前か、現実に手直ししている

藤田建築係長　数本程度材質によつて変形がみられ部分的に曲つた建てつけがあり使用者が無理をした、どこの工事にも多少の問題点はある

安久津議員　開発建設部などは業者と食事もともにしない、お歳暮も一括して返しているのに検定毎に一杯やつていては疑念をもたれる

などの論議があつて決定、一般会計予算補正などを原案どおりに議決、陳情十一件を処理したあと都市計画調査特別委員に吉田、天野、松下、作間、方川、野崎、井上の七議員を選んでから吉田副副長が収入役制度についての動議を提出

吉田副議長　金融機関の指定がなされ過去の収入役の職務内容からの設置によつて収入役をおかなくてもよろしいとの町民の声もあり、出納問題、監査委員の報告も考慮し廃止した町村の実状を調査してあやまちのないようにしたい

長谷川議長　改選期も近いので廃止したところ、戻したところを調査してはどうか

天野議員　先進町村を調査して条例を決定することにしたい

高木議員　事故のおきた例もあり廃止を前提は早い

松下議員　廃止の賛否はともかく慎重に調査したい

この結果、正副議長、常任委員長の六名で調査することになり、このあと鈴木一氏からの職員人事に関する要望書について秘密会に入りました。

八ミリ　カメラ　写真材料
上野カメラ堂
上野復興
足寄駅通り　T420

盛夏は招く！
観光足寄の新名所！
♨芽登温泉
―湯治のお客さま歓迎―
足寄町　電話　芽登二五五番

近代住宅に奉仕する
建具　サッシ　建材
桜井建具店
桜井正失
足寄町北5区
電話362番

イリノの刈払機　39,000円
日立の刈払機　44,000円
造林用刃物植付鍬
日本一北の神印鎌　当麻鎌
マキタ　日立　電動工具
稲、麦、草刈りはもちろん地ごしらえにも万能機！
有限会社　鈴木鋸刃物店
足寄町大通り　電話307番